

立脚して作業を精勵し工場發展ノ為努力スルコト
 一組合ノ従業員ノ技術及人格向上ニ努力シ其他一切ノ責任ニ任スル事

一工場主ノ従業員ノ將來ニ對シ生活ノ向上其ノ他ニ且ル福利増進ノ為努力スル事

右ノ通り是ノ實施ハ調印ノ日より実行スルコト

昭和十二年一月廿五日

工場主
 従業員代表

- | | | | | | |
|--------|---------|-------|---------|-----------|---------|
| 葛城 隆 治 | 町 端 賢 治 | 村 中 靖 | 山 田 藤 吉 | 南 地 忠 三 郎 | 上 原 隆 義 |
|--------|---------|-------|---------|-----------|---------|

全日本
 總同盟 代表

右及平報修也

別記

歎 願 書

左記事項ヲ實施相成度此段歎願候也

一退職ヲ當テ左ノ通り支給サレ度ニ

(1) 滿一十年勤續 日給ノ十日分

(2) 四年以上十年勤續 一月毎二日給ノ一日半分

(3) 十年以上勤續 一月毎二日給ノ二日分

一工場ノ都合ニシテ休業日ハ日給ノ六割ヲ支給サレタシ
 一日給ヲ三割値上げサレタシ

右歎願任リ候也

昭和十二年一月十五日

洲崎製材所従業員一同

洲崎製材所 殿